(7) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重 点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの

6件 不当と認める国庫補助金 206,153,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

(注1) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定 する医療機関として都道府県が指定する医療機関

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県 が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このう ち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方 の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方 の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備する超 音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支鏡、CT 撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む。)、生 体情報モニタ、分娩監視装置及び新生児モニタとされており、整備対象設備の種類ごとに、1台当た りの補助上限額(超音波画像診断装置については11,000,000円、CT 撮影装置等については66,000,000円、CT 撮影装置等については66,000,000円、CT 撮影装置等については66,000,000円、CT 撮影装置等については66,000,000円の補助上限額(超音波画像診断装置については10,000,000円、CT 撮影装置等については10,000,000円、CT 撮影装置等については10,000,000円、CT 撮影装置等については10,000,000円、CT 撮影装置等については10,000,000円、CT 撮影装置等については10,000,000円、CT 撮影装置等については10,000,000円のよりに10,000,000円のよりに10,00 円など)が定められている。

さらに、本件事業に係る対象経費は、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金に限られ ており、これら以外の消耗品費やランニングコストである電気料金等の費用については、交付金の交 付の対象とならないこととなっている。

本院が、19 道府県及び113 事業主体において会計実地検査を行ったところ、岐阜県及び4道県の5 事業主体において、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されたり、交付の対象とならない 費用を対象経費の実支出額に含めたりしていたため、交付金計 206,153,000 円が過大に交付されていて 不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県及び5事業主体において制度の理解が十分でなかったこ と、4道県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注2) 19 道府県 北海道、京都府、青森、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、新潟、石川、長野、岐阜、 兵庫、岡山、広島、徳島、長崎、熊本、沖縄各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

岐阜県は、令和2年度に、本件事業について、事業主体である18医療機関に対して、交付金を原資とする 同県の補助金を交付しており、これに係る分として、国から交付金1,517,126,000円の交付を受けていた。

しかし、同県は、交付金の交付額の算定に当たり、交付要綱等に基づき整備対象設備1台ごとに対象経費の 実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較する方法によるべきであったのに、誤って、同じ種類の整備対象 設備ごとの対象経費の実支出額の合計額と、整備対象設備ごとの整備台数に1台当たりの補助上限額を乗じた 額とを比較する方法によっていた。このため、4医療機関については、1台当たりの補助上限額を超えて交付 金が交付される整備対象設備が生ずる結果となっていた。

したがって、整備対象設備1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較するなどし て、適正な交付金の交付額を算定すると 1,401,192,000 円となり、前記交付金の交付額 1,517,126,000 円との差 額 115,934,000 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

不当と認める 交付金交付額 間接補助事業 年 交付金交付額 部 局 等 補助事業者 度 摛 要

(90)北海道 北海道 札幌市(市立 札幌病院) (事業主体)

148,497

14,017 交付の対象とならな

		部局等	補助事業者	間接補助事業 者	年 度	交付金交付額 _{手円}	不当と認める 交付金交付額 _{千円}	摘要
第3章 第1節 第6	(91)	福島県	福島県	公立大学法 会 皇 皇 皇 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	2	208,791	2,200	1台当たりの補助上 限額を超えて交付金 が交付されていたも の
	(92)	岐 阜 県	岐 阜 県 (事業主体)	_	2	1,517,126	115,934	同
	(93)	同	岐 阜 県	公立学校共済 組合(東海中 央病院) (事業主体)	2	143,410	57,744	交付の対象とならない費用を対象経費の 実支出額に含めてい たもの
厚生労働省	(94)	同	同	学校法人朝日 大学(朝日大 学病院) (事業主体)	2	53,352	3,300	1台当たりの補助上 限額を超えて交付金 が交付されていたも の
Р	(95)	沖縄県	沖 縄 県	社会医療法人 敬愛会(中頭 病院) (事業主体)	2	106,214	12,958	1台当たりの補助上 限額を超えて交付金 が交付されていたな どのもの
	(90)-((95)の計				1,980,628	206,153	

⁽注) 計欄の交付金交付額は、重複する岐阜県の交付金交付額 143,410 千円及び 53,352 千円を控除した合計額である。